

第十二回 参議院水産委員会會議録 第十一号

昭和二十六年十一月二十七日(火曜日) 午後一時三十九分開会

委員の異動

十一月二十六日委員大野木秀次郎君辞任につき、その補欠として青山正一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君
理事 松浦 清一君
千田 正君

委員

秋山俊一郎君
青山 正一君
玉柳 實君
櫻内 義雄君

衆議院議員

石原 圓吉君

政府委員

水産庁次長 山本 豊君

事務局側

常任委員 岡 尊信君
会専門員 林 達徳君
会専門員 徳久 三種君

衆議院事務局側

常任委員 徳久 三種君
会専門員 徳久 三種君

説明員

水産庁漁政部 高橋清三郎君
業調整第二課長
水産庁漁政部 小関 信章君
漁業調整第二課長補佐

本日の会議に付した事件

○真珠養殖事業法案(衆議院送付)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員会を開会いたします。本日予備審査に付託されました真珠養殖事業法案を議題に供します。提案者に提案の理由並びに内容についての御説明を願います。

○衆議院議員(石原圓吉君) 提案者を代表いたしました真珠養殖事業法案に對する提案理由を説明いたします。

我が国におきましては、古来より英國のダイヤモンドと共に、寶石界の双璧として世界独自の優秀なる養殖真珠が産出されるのでありますから、その事業を国家的に保護育成して、母貝生産者並びに養殖業者の経営の安定すると共に、輸出の振興により国民経済の発展に寄与せんとする次第であります。

今この真珠の輸出高について見ますと、昭和二十三年には一億円程度であつたものが、次の二十四年には七億円になり、昨年度においてはその倍以上である十五億という工合に、終戦後においても急速に上昇はして参つておりますが、これは数量において戦前の四分の一程度であつて、この程度では、到底歐米の需要に応じ切れないのが現状であります。そこで今後数年間は、百億輸出を期している次第であります。而もこの真珠養殖事業は、自然力及び人工に最も多く依存する産業であつて、輸入資材その他は誠に僅少であり、輸出額の九〇%以上が取得外貨の純度で、我が国には誠に適切な産業であると存する次第であります。

次に本案の主なる内容について御説明いたします。第一は、母貝生産事業並びに養殖業者の経営を安定するため、農林大臣は毎年真珠貝の施術数量目標を公表し、養殖業者に對してはその年の事業計画を提出せしめ、これが指導をし、以て合理的な真珠の生産を期すると共に、品質の向上により優良なる真珠の増産を図り、又これがため必要なることとあります。第二は、真珠貝の増産に關することとあります。現在真珠養殖事業の最大の隘路は、その根本である母貝生産の問題であります。即ち漁業協同組合が生産する真珠貝の不足であり、且つ真珠価格の不安定に基き母貝生産事業が十分に事業化しないこととありますから、真珠母貝の増産を図り、組合事業として確立させるため、漁業協同組合の行う採苗事業、投資改良事業に對し助成を行い、積極的な増産を行わしめ、且つ優良品種母貝の供給を指導せんとするものであります。第三は、真珠の検査と真珠研究所の設置であります。寶石として日本の真珠の品質を保持するため、国立の真珠検査所において検査をするようにし、又関係法令を改正し本事業の発展を期するため国立の真珠研究所を設けて真珠貝及び真珠に關し科学的に調査研究すると共に、これが実効を期する点等とあります。

以上が本法案を提出する理由及びその概要でございます。何とぞ慎重に御審議の上速かに御賛同あらんことをお願いする次第であります。以上であります。

○委員長(木下辰雄君) ついでに法案の内容について御説明を願いたいと思ひます。逐条的に。

○衆議院議員(石原圓吉君) 便宜上徳久専門員より説明をいたさせます。

○衆議院議員(徳久三種君) 真珠養殖事業法の目的であります。第一条の法律は、真珠貝及び真珠の養殖を助長し、並びに真珠の品質の向上を図り、もつて真珠の輸出の促進とこれによる国民経済の発展とに寄与することを目的とする。ここにあります通りに真珠貝とそれから真珠の珠を作ること、この二つを助長するということとあります。並びに真珠の珠の品質の向上を図り、輸出の促進と国民経済の発展とに寄与する、これは石原先生からもお話がございましたように、真珠貝の養殖といふものがこれが根本でありまして、ここに真珠の珠を作らうといつたとしても、真珠貝といふものの数量を増やして、而も優良なる種類をたくさん殖やすということが先決でございますので、それに應じて真珠の珠の、優良なる珠を出す、なおこの法案の中には後に御説明いたしますが、やはり輸出の検査もいたし、それから真珠貝の繁殖を図る、品質の向上を図ると共に、粗製の真珠を出さないようにする、輸出いたしますものはいいものだけ出しまして、価格の低下を免れる、而もこの産業は先にも申しましたように、天

然の真珠貝と、人工の技術が主なるものであります。外国から購入する物資は極めて少いのであります。又ニューヨークラスとして、真珠の珠を作る核を現在アメリカから輸入しておるといふ僅少の輸入品であります。輸出総額が百億といたしますれば、殆んど百億がネットされるという点をごに強調いたしておきたいと思つたのであります。それで「(定義)第二条で、「この法律において、『真珠養殖事業』とは、真珠貝若しくは真珠を養殖し、これは真珠貝を養殖いたしますのは漁業協同組合がやる仕事でありまして、これは漁師の仕事であります。それから真珠を養殖するといふのは、真珠を養殖するものは漁師ではないのであります。純然たる養殖をする業者が別におります。それから真珠を加工するに申しますのは、真珠でネックレスを作るために加工いたしますのみならず、できた真珠の色彩を整え、濁つた色彩なんかはこれを除去するとかという、できた真珠そのものを使ふこととありますけれども、そのできた真珠をやはり処理いたしまして加工いたしまして純良ない真珠にすること、又ネックレスを作るといふにはやはり御承知の通り穴をあけなければならず、いろいろ加工方面においても仕事がたくさんあるのであります。ただ真珠を養殖する者と真珠を加工する者とは同一の場合も多いのであります。或いは多くは同一人が養殖し、これを加工しておるといふ場合が

多いのであります。又は真珠の核を製造する業、真珠の核というものは真珠の珠を形成する種の核、これはミシシッピ川の淡水の貝の貝殻を小さく珠にいたしまして、それを挿入するのであります。戦前は中国のどぶ貝を使つておりましたが、いろ／＼な關係上今は主にアメリカの淡水の貝の貝殻によつて核を作るのですが、この核を作る専門の業者もおります。又この業をするのは養殖業者もこれを兼業してやつておるものもあります。「真珠養殖業者」とは、真珠養殖事業を営む者をいふ。というものは、これだけの真珠貝そのものを養殖する者、真珠の核を製造する者、真珠を加工する者、真珠の核を製造する者、これを総称して真珠養殖業者と本法においては定義いたしております。その次、「施設数量目標の公表」第三条 農林大臣は、毎年、真珠養殖事業審議會の意見をきいて都道府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施設数量目標を定め、公表するものとする。これは如何なる必要がありましてか、このことを農林大臣がやるかと申しますと、御承知の通りに、真珠の大なる製品はネツクレスであります。ネツクレスの生産というものがこの生産の大部分であります。ネツクレスは御承知の通りに婦人がネツクにかけるものであります。あの大ききさといふものは下のほうに大きい珠が一個あつて、それから順次小さくなつて頸にかける珠の連鎖であります。これは即ち大きい珠がたくさんで過ぎて困るといふことはございせんけれども、小さい珠はたくさんでござい、又作りやすい、一年もすれば小さい珠はたくさんでござい。だん／＼と大きくなつて、そうし

て肝心な大きいやつになると非常に数量が少い。そういう關係上、ネツクレスを作るにいたしまして、あり余るほど小さいものはたくさんあるけれども、肝心な大きい珠、最大のものでもなくとも、それから順次小さくなるもの、大きい珠は非常に少い。そういう關係上、真珠の珠の数量はたくさんあるけれども、ネツクレスを作るに当りましては非常に困る場合が多いのであります。まあそれが只今の現状であります。それで一つ農林大臣は施設の数量の目標、而もそれは都道府県別及び核の大きさ別に真珠貝の施設数量目標を定め、これを公表せよというのであります。「計画の提出」第四条 真珠養殖業者は、毎年、省令の定めるところにより、その営む事業につき計画を定め、農林大臣に提出しなければならぬ。これはこういう義務を業者に負わせまして提出せよという義務を負わせるのであります。それからその次に「計画についての助言及び勧告並びに資金のあつ旋」第五条 真珠養殖業者は、前条の規定による計画を定めるに於て、農林大臣の助言を求めることが出来る。この場合には、農林大臣は、必要な助言をしなければならぬ。2 農林大臣は、第三条の規定により定められた目標を達成するため必要であると認めるときは、真珠養殖業者に対し、前条の規定による計画の変更について勧告することが出来る。3 農林大臣は、第一項の規定による助言又は前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該助言又は勧告に応じて真珠養殖業者を営む者に対し、当該事業に要する資金をあつ旋するものとする。「こ

の計画につきまして農林大臣が公表すると、それに応じて真珠養殖業者に自分の毎年の計画を農林大臣に提出させる、そういういたしますと、農林大臣はそれに対して助言若しくは勧告を与えてやる。併しながらこの勧告は助言若しくは勧告でありますから、命令ではないのであります。それに副うてやることを強制はいたしておりません。併しながらそれに対して勧告に應じ、助言に應じてやる者に対しては、第三項にあるように、当該事業に要する資金のあつ旋を農林大臣はしてやるという便宜を図つてやるのであります。「真珠貝の養殖業者に対する助成」第六条 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことが出来る。一 真珠貝の種苗の生産並びに真珠貝の稚貝及び成貝の育成。二 真珠貝の生息場所の底質の改良。これは漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会又は漁業協同組合に対して真珠の母貝の増産に関する助成をするという項目であります。「真珠貝の標準価格の公表」第七条 農林大臣は、真珠貝の養殖を助長するため特に必要があると認めるときは、真珠貝の標準価格を定めて公表することが出来る。「この標準価格の公表と申しますのは、真珠は御案内の通り世界経済に非常に左右されるのであります。大体真珠貝の価格といふものは予想がつくのでありますから、その標準価格を公表する。併しながら真珠は、御承知の通り売る者と買手との關係がありまして、必ずしもそれが米や

棉花のごとく標準価格といふものを定めることは非常にむずかしいのであります。大体世界の情勢を鑑みて公表いたすことが出来ると思ふのであります。「真珠の検査」第八条 真珠、真珠製品に用いた真珠を含むものは、省令の定めるところにより、国の真珠検査所の検査を受け、その結果を省令で定める様式により表示したものでなければ、輸出してはならない。但し、標本用その他農林大臣が定める用途に供するために輸出する場合であつて、農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。「この真珠の検査といふことにつきまして一言申添えておきたいのは、各国の真珠検査所の検査といふものは、これは他の物資のごとく特等品、一等品、二等品、三等品といふように段階に分けてこれを検査するといふのではなく、この検査の目的は粗悪品を出さないという段階であります。検査の等級をいたしましては輸出可能のもの、これだけは輸出してはならない、これ以下は輸出してはならないといふような、大体合格、不合格といふような程度のものであります。これが優等品、一等品といふようなことは考えておりません。「職開会」第九条 前条の規定による検査の決定に關し不服のある関係業者その他の利害関係人は、農林大臣に、職開会の開催を請求することが出来る。2 農林大臣は、前項の請求があつたときは、職開会を開いて、不服の事由を審査し、前条の規定による検査の決定が不当であると認めるときは、真珠検査所に再検査をさせなければならぬ。これはさつき私が御説明いたしたような点から申しますと、これだ

けの職開会を實際には開いてやる必要はないのであります。ありませんけれども、やはり法を作る上におきましてはこういう制度を置いたがよからうと思つて置いたわけでありまして、實際問題としてはこれだけのことをするケースといふものはないと考へております。「検査手数料」第十条 第八条の規定による検査を受けようとする者は、真珠一匁につき三十円の範囲内において省令で定める額の検査手数料を別に納めなければならない。「報告の徴収及び立入検査」第十一条 農林大臣は、必要があると認めるときは、真珠養殖業者から第四条の規定による計画の実施その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、真珠養殖業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、真珠若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることが出来る。2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならぬ。3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。「これは別に御説明いたす必要はないと思ひます。「真珠養殖事業審議會の設置及び権限」第十二条 この法律の規定によりその権限に属させた事項その他真珠養殖事業に關する重要事項を調査審議するために、農林省に真珠養殖事業審議會(以下「審議會」といふ)を置く。「審議會の組織等」第十三条 審議會は、農林大臣が任命する委員七人をもつて組織する。2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。3 審議會に会長を置き、委員

の互選により選任する。4 会長は、会務を総理する。5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。6 委員は非常勤とする。7 前各号に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

〔罰則〕第十四条 第八条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。第十五条 左の名号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。一 第四条の規定による計画に虚偽の事項を定めて、これを提出した者。二 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者。第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し各本条の罰金刑を科する。

〔附則〕1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第八条から第十条まで、第十四条、第十六条中第十条の違反行為に関する部分の規定の施行期日は、昭和二十七年六月三十日までの間において、政令で定める。〔水産庁設置法の改正〕2 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。第七条の二中「水産講習所」を「水産講習所 真珠検査所 真珠研究所」に改める。第七条の七を第七条の九とする。第七条の六第一項中「漁港審議会」の部に次のように加える。真珠養殖事業審議会、真珠養殖事業法（昭和二年法律第 号）の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。同条第二項中「漁港法」の下に「真珠養殖事業審議会については真珠養殖事業法」を加え、同条を第七条の八とする。第七条の五の次に次の二条を加える。〔真珠検査所〕第七条の六を加える。〔真珠検査所〕第七条の六を加える。1 真珠検査所は、真珠の検査を行う機関とする。2 真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。名称 東京 真珠検査所 位置 東京都、名称 神戸 真珠検査所 位置 神戸市、3 真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。〔真珠研究所〕第七条の七 真珠研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。一 真珠員に関する試験、研究及び調査、二 真珠員の優良な種苗の生産及び配布、三 真珠員の種苗の生産技術及び真珠員の養殖技術の普及、四 真珠の養殖の密度その他真珠に関する試験、研究及び調査、五 真珠に関する知識の普及、2 真珠研究所は、三重県に置く。3 農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。4 真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

て……。大体逐条的に御説明をされましたが、なお真珠研究所、真珠検査所その他についての予算並びに職員に対する問題、これに對しては便宜水産庁から御説明を願います。

○説明員（高橋清三郎君） この法案に關連する予算といたしましては、本年度補正予算で過剰衆議院を通過しておりますものが真珠研究所の建設に要する経費として一億円ございます。この財源は閉鎖機関からの剰余金の下附という事になっております。これは臨時費でございまして、本年度の補正予算に経費の計上はございません。それから明二十七年度の経費として、目下大蔵省に交渉中のものが三千万円ございます。この内容は只今提案されております法案の中の研究所の運営費と、それから輸出検査のための経費並びに真珠養殖審議会の経費及び真珠母貝の増産奨励費、この四つでございまして、各別に概算を申し上げますと、研究所の運営に要する経費がラウンド・ナビーでございまして、約一千二百万円でございます。それから検査所の運営に要する経費が約一千万円でございます。それから母貝の増産奨励費が六百二十五万円ほどでございます。残る百八十万円足らずが審議会の経費になつております。關連します人員は、大蔵省に要求中の職員数は研究所關係が二十人でございます。それから検査のための職員数が八人、合計二十八名でございます。非常に大らかな説明でございます。以上でございます。

に、もうすでに衆議院で通過したのであれば、若しこの法律案が通れば実施は四月一日ですから、人員等の点に關しては、来年度の予算に人員費等問題になるでしょうが、今の定員法の改正ですね、整理の關係とはどういふ關係がございまして、全然關連なしに考へておられるわけなんですか。

○説明員（高橋清三郎君） 御意見の通りに経費は来年度の四月一日以降を要求してございまして、従いまして、定員法の改正は当然必要になります。普通国会に提案する予定になつております。

○松浦清一君 今内閣委員会で審議されておる定員法の中の整理をされる部分の中には、すでにその水産庁關係で法律ができておつて、当然増員をしなければならぬ点まで減員をせられるというふうな目になつておられるわけなんです。そういう状態にあるときに、どの程度復活するか知りませんけれども、来年度の予算で、この真珠養殖事業關係で二十八名の人を確保する御自信がございまして、今までは法律を生み放しにして、そうして当然人を増員しなければならぬのに増員どころじやない、減員をさせられるというのが今の定員法のこの政府案なんだ。

○説明員（高橋清三郎君） 今までの大蔵省と水産庁の事務的な折衝では、十分可能性ありと確信しております。新らしい法律を作つて、この真珠に關する職員は二十八人の新規増員が可能であるという御自信を持つておられるという今の答弁でしたが、今までの具體的に説明すると長くなりまして、たゞさん法律を作つて、その増員をしなければならぬやつを減員をさせられておるといふことはどんなものですかね。

○政府委員（山本豊君） この間内閣委員会でその問題がいろいろ出たようでありまして、あの際にも例えば養殖關係等につきましても、今後の問題がございまして、丁度これと同じような問題があるわけでありまして、それらについていろいろの御質問等もあつたのであります。現在の行政整理の考え方が当初と現在とでそこに若干動きもあるようでありまして、一応その現在問題になつておられるのは、いわゆる將來二十七年以降に出る問題については、これは予測を許さないのであります。幾分長に考えざるを得ないじやないか。ただ水産につきましても、只今のお述べの通りの漁港法であるとか、或いは農業協同組合法であるとか、すべて法律の上で一つの仕事が増え、これに伴う極少数の人員も実は今までとれていないのであります。併しこれは一つには行政整理というものは大分前から掛声もございまして、そういうふうなものと睨み合ひの關係も相当に左右されておると思ひます。勿論この行政整理が或る程度一段落いたしますれば、やはりその通りに増員がなるといふ問題も、これは、これは軽々には申上げる問題ではないと思ひますが、併し將來新しく出て来るといふ問題については、或いは一応考慮になるのではないかと。それからもう一つ、先ほど高橋君から申されましたように、真珠の關係のいわゆる経費の問題であります。これは大体大蔵省との予算の折衝の過程から言ひましても、要するに検査料を取つて賄つて

行くと、こういう一つの繋がりがある、ほかの予算と違ひまして繋がりのある組み方になつておられますから、その点はほかの在来とつて参りました予算とは少し趣きが違つておるのじやないか、そういう意味で状況がどうなりましようとも、これは要求通りの人間は或いは殖えなないかも知れませんが、或る程度のもは、可能性があるのではないか、こういうふうに考えます。

○松浦清一君 よくわかりましたが、今までも関連のあることでなければ、新しい法律だけを生み出すだけでは、その事務機構を整理しないで、仕事の中途半端になるというようなことのないように、予算に関連してその点は十分御高配を願つておきたいと思ひます。

○玉柳實君 現在真珠養殖事業の行われております主な都道府県、それから事業者の数、その生産高等を参考のためにお知らせしたいと思ひます。

○説明員(高橋清三郎君) 詳細な資料を置き忘れて参りましたので、ちよつと今、手許にありませんが、結局ラウンド・ナンバーになると思ひますが、主な県は三重県、これが大体総生産額の七割以上を占めております。その次は長崎であります。

○玉柳實君 量はわからないのですか。

○説明員(高橋清三郎君) 量はあとでまとめて申上げます。それから関係の県だけ申上げますと、三重、長崎以外は非常に少量の生産県でございますが、和歌山、高知、愛媛、熊本、静岡等でございます。あとなお一、二でございますが、極く少量でございます。そ

れから従業者の数は昨年の明確な統計によりますと、三百五十名でございますが、その後続々として殖えておりますので、現在は恐らく倍以上になつてゐるのではないかと推定されておりますが、現在数の明確な点はちよつと不明でございます。

○秋山俊一君 それは従業者ですか、業者ですか。

○説明員(高橋清三郎君) 失礼いたしました。業者数でございます。

○松浦清一君 生産量は……。

○説明員(高橋清三郎君) 生産数量は最近年度の、昨年におきます生産数量が約一千貫でございます。このうちの約七百貫が三重県の生産でございます。残りの二百五十貫が長崎の生産でございます。あと五十貫が先ほど申上げました教府県の合計生産数でございます。

○玉柳實君 今の生産金額は……。

○説明員(高橋清三郎君) 生産金額を申し忘れましたが、昨年の生産金額は、これは輸出金額で申上げますと、十五億円でございまして、このうちには実は過年度生産のものが若干含まれておりますので、多少相違があると思ひますが、大体一致して思ひます。そうしますと平均しまして大体一匁千五百匁程度になりますから、先ほど申上げました各県別の生産数量から大体平均して各県別の生産金額も出て来るはずだと思ひます。

○委員(木下辰雄君) 内地の販売高は……。

歌山、高知、静岡の内地産だけですね。今の二十五年度一千貫というのは内地産だけですね。

○説明員(高橋清三郎君) 関連いたしました。母貝の現在の生産数量を申しますと、戦前は大体平均しまして、三十万貫、年間三十万貫程度の生産がございました。現在は約八万貫程度でございます。このうちの約五万貫が三重県の生産でございます。残りの二万五千貫程度が長崎県の生産でございます。あと五千貫がその他の関係府県において少量ずつ生産されております。

○松浦清一君 あの先ほど二十五年度一千貫と私承わつたように思つたのですが、これは間違ひですか、一千貫……。

○説明員(高橋清三郎君) さようで、一千貫でございます。それは珠の生産でございます。

○松浦清一君 今おつしやつたのは貝ですか。

○説明員(高橋清三郎君) 母貝です。それから戦前南洋か、何群島というかわからないが、あの辺に大分三重県あたりは出ていましたね。それはどのくらい取つておりましたか。

○衆議院議員(石原國吉君) これは俗に珠貝と申しまして、全然三重県などに産する真珠の貝と大ききも質も違ふのであります。貝の大ききも大きいのであります。数字から申しますと、極く僅かでございます。戦前最高の場合に、先ず貝の数量で一万貫、価格におきましてもその当時の二十万円内外であつたかと思ひます。その後の状況はわか

らんであります。最近又三重県からも従来の慣例によつて採取に出かける準備中であります。

○委員(木下辰雄君) ちよつと申上げますが、それは恐らくアララ海の貝貝であると思ひますが、パラオに三重県の御木本がその真珠養殖をやつております。私、見ましたが、その統計はわかりませんか。

○説明員(小関信堂君) パラオの様子は御木本で秘密にしておりますのでよくわかりませんが、併し実際にはあそこで珠ができたことは確実であります。御木本の事業としては実際には失敗に終つたといふことがはつきりしておりますので、大した問題には考へていないのであります。

○松浦清一君 恐縮でございますが、今パラオとかその方面に真珠貝を採りに行くといふことは今できないわけですね、現在は……。

○説明員(高橋清三郎君) 別に不可能ではございませんが、ただ現在司令部の許可を得て行つておるものは一艘もございません。

○松浦清一君 これはマツカサー・ラインがなくなつて、日米加の漁業協定が進んでいるが、そうするとどこかの国と漁業協定をやらなければ行けないものなんですか、やらなくても行けるものなんですか、マツカサー・ラインがなくなつて……。

○政府委員(山本豊君) 私は、私個人の意見ですが、それは一応漁業協定と何と云ふ問題ではなく、ラインがなくなれば事実上は行けるのではないかと併し実際問題として、或いは南方あたりで、一例を申上げますと、濠洲あたりでそれらに対して又非難的

な、いろ／＼な輿論が出るかも知れません。出ましてもこれは程度次第ですが、その向うの出方によつてその点は協定問題も或いは出て来るかも知れませんが、一応はラインがなくなれば事実上は行けることになるのではないかと。現在まだこれははつきりしないのですが、先ほど石原さんの御話がありましたように、実績を持つておる和歌山方面とか、二、三の所がその司令部の許可があれば現在でも行けるわけですから、そういうものは多少あるやに聞いております。

○松浦清一君 そうすると、マツカサー・ラインがなくなれば、日本の自主権が回復すれば、若しあの方面に真珠貝を採りに行きたいという業者があつて、許可申請を農林大臣に出すといふことになれば許可しますか。

○政府委員(山本豊君) その点は今私個人的にはつきりとしたことはちよつと申上げかねるのでございまして、これは建前としては不可能でないと思ひます。併しいろ／＼影響するところもありましようから、そういう、やはり情勢判断で、例えば外務省筋あたりで一応その意向を打診するとか、何とかいうような方法を講じて問題を起さないようにして考えなければならぬまい、かように思ひます。

○衆議院議員(石原國吉君) 只今お尋ねの点は、今度の漁業協定の実績という問題に深い関係があると思つております。そういう点からも今回の漁業協定が非常に重要視されなければならぬと思つております。それはパラオには私の県の中村藤四郎というものがあつて、その開拓者であります。約三十年以上連続してやつておりましたので、

なければならん、こういう建前をとつておる次第であります。

○秋山俊一郎君 一応の御計画に対する見通しはわかりませんが、大体真珠を作るというは、この各県が同じように同じものを作るという事はなか／＼むずかしいと私は存じます。場所によつては今お話のように、非常に色沢のいい漁場もありますし、又母貝によつて大きい珠を生産し得るところもあります。大きい珠を作るとすれば、母貝の関係も考えなければならぬし、なか／＼一機には行かない。従つて大きな珠、而も光沢のいい珠、形の良い珠になりますれば、非常に高いことになる、小さい珠の何十倍、何百倍とするような価格になるのであつて、業者は恐らくいい珠を作ることには、いい珠はよく売れるのであるならば、それに意を用いることは、私は当然だと思ふのだが、それがなか／＼思ふように行かないところに今日の現状があるのではないか。従つてここに農林大臣がそれ／＼目標を示して見ても、果して目標通りできるか、目標通り作らせるといふことになれば、それにならぬ、単に金融面だけではないけれども、漁場というものを考えなければならぬ。殊に昨今漁業制度の改革によつて、漁場の問題はいろいろ／＼むずかしくなつておりますが、そういう面も考えなければならぬところへ持つて来て、この机上でこういう法律を作りまして、果してその効果がどれだけ出て来るか、これには先ほどお話がありました、大きな資金の裏付けが必要ではないか、その資金がはつきり出て来なくて、ただ斡旋する程度じゃなか

なかつたか、どこかの銀行からそれに対して／＼出してやるといふ裏付けがなければ、ただ斡旋してやると言つても、なか／＼斡旋もそう思うように現状では行つておりません。大きいところでは勿論行きますが、中小のほうになりますと、なか／＼そうは行かないと思ふので、なか／＼そうは行かないが、実質面において果してこれが円滑に行くかどうかというのを私は心配するわけでありませぬ。その辺はどういうようなお見込みですか。

○衆議院議員(石原國吉君) その点は至極同感でありまして、この真珠事業法を作るか作らんかというときに、力法をして、養殖業者も資金の大きき、力の強い者もある、零細な者もある、現在でもう大小七百くらいいる養殖業者があるものでありまして、これらの意見は最初はまだ／＼でありまして、なかなか統一がとれなかつた、又それと同時に母貝の生産地、いわゆる漁業協同組合、この漁業協同組合におきまして、これはそういう真珠事業法ができてからならば、このほうに独占されて、母貝の利益は皆養殖業者に取られるのではないかと、このほうも相当議論があつたのでありまして、そのために数カ月を費やしたのであります。母貝の生産をするところの漁業協同組合は、結論におきましては、養殖業者と母貝の生産をするところの漁業協同組合は共存共栄で、不可分のような関係で進むことが、この真珠事業を生かして、又真珠の増産を図るゆへんであります。こういうことに結論がなつたのでありまして、この事業法なるものは、単に養殖業者の問題のみではないのでありまして、母貝を完全に生産する、その生産する母貝も最も優良なもの

なければならぬ、そのために先刻高橋君より説明しましたように、最近では四、五万貫しか貝がでないのでありまして、戦前には三十万貫以上もたれたものが、それが四、五万貫しかとれない、而もそれがこのままに置けば減少して行くという傾向にあるのであります。如何に珠が立派なものができるにしても、それを生み出すところの母貝がでないならば、これは一つの事業にならないのでありまして、どうしても母貝を、所要量を先ず作り、そしてそれを合理的に珠を作る原料とするということにせなければならぬという事になります。而もこの母貝を生産するに、いわゆる漁業協同組合の組合員は三重県及び九州その他を合せると約一四、五千人になると思ふのであります。これらの者は母貝の生産によつて生活を支えて行くという立場にあるのであります。これと養殖業者とが共存共栄でやるといふことにおいて、本當の効果が望めると、こう見ておるのであります。又珠の優良なものは大抵のものは一個四、五万円、今年もそれくらい、ただ一個の珠が四、五万円のもののできたのであります。そういうもののみでできたならば、我々の予想しておる百億円が或いは千億円にもなるかといふことは私は断じてできないといわゆるネットレスといふものが犠牲になるということが起つたならば、これは百億が五十億円の輸出にもなるまいと、どうしても適当な最も優良なるネットレスを多く作つて、これを日本において価格を維持して輸出するといふことにおいて理想的な真珠事業が

完成すると、こう考えておる次第であります。

○秋山俊一郎君 真珠養殖といふものは、そう古いものではないので、真珠の形成法が西川氏によつて発見されて来てから盛んになつたわけなんです。私自身が、私が言うまでもなく初めのうちは随分余裕があつて各地にできて来て発達して来たものであります。けれども、最近になりましては漁場と母貝といふものが関連しなければ、これは絶対に成立たぬ。で漁場があつても母貝がなければ駄目なんだし、母貝があつても適当な漁場がなければ、これはいけないといつたようなことで、漁場そのものは恰好においてはいいが、母貝が思うようにならないといふので、むしろ今日では母貝の争奪といつたような恰好になつて来ておるのではないか。従つてまあ私は三重県の事情をよく存じませんが、開きますといふと、三重県などには非常なまあ小さな養殖業者がたくさんあつて、そして魚の目玉みたいなものを出して行くために、価格も暴落するといふような傾向にありまして、これは、曾つて何つたことがありまして、こういうような法律を以てこの事業を助成し援助するといふようなことになるならば、その業者を或る程度整理して行くといふふうな御意図はないものでありますか、この点お伺ひします。

○衆議院議員(石原國吉君) それは今度の漁業法によりまして、いわゆる生産組合といふものが作られておることになつております。そして、養殖業者の零細なものは、生産組合を作つて、そしてその団体の力でやつて行くこともできるのであります。そういう傾向はぼつ／＼出現しつつあるわけでありませぬ。そうならぬものでも、御承知のように、従来の真珠養殖場と称する海底は漁業協同組合が所有しておつたものであります。今回の法律の改正によつて養殖業者が漁業協同組合の権利を引継ぐことになつたわけでありませぬ。従つて、この海底の附近の海底は母貝の生産地であり、その附近が養殖場といふことになつておるのであります。従つて、そういう関係からも非常に密接でなければならぬのであります。が、その漁業者が、一部が養殖業を始め、それが生産組合若しくは協同組合にして、二十人、三十人ずつの協同組合で経営をする傾向になつておりますので、今日のところ零細な養殖業者が虐待されるか、資本的に困るから、そのために濫売といふような事はないように思ふのであります。ただ一部今日でも恐れることは、大きな真珠養殖業者が真珠のプロカー、売買も兼ねておつて、それらの人たちが真珠の相場を左右するよる傾向があつたのであります。そういう場合には、非常にこの法律が必要である、そういう意味に感じておるのであります。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと私差挟みますが、お忘れじやないかと思ひますが、只今石原さんのお話で、以前の協同組合で持つた専用漁業権は、今度養殖業者が引継ぐといふふうなお話がありました。三重県でそういう工合にされることは差支えないけれども、法においては、協同組合も真珠業者も同じ立場に漁業権はとられるわけでないからして、誤解のないようにお願ひいたします。

○衆議院議員(石原國吉君) 現実にお

なればならぬ、そのために先刻高橋君より説明しましたように、最近では四、五万貫しか貝がでないのでありまして、戦前には三十万貫以上もたれたものが、それが四、五万貫しかとれない、而もそれがこのままに置けば減少して行くという傾向にあるのであります。如何に珠が立派なものができるにしても、それを生み出すところの母貝がでないならば、これは一つの事業にならないのでありまして、どうしても母貝を、所要量を先ず作り、そしてそれを合理的に珠を作る原料とするということにせなければならぬという事になります。而もこの母貝を生産するに、いわゆる漁業協同組合の組合員は三重県及び九州その他を合せると約一四、五千人になると思ふのであります。これらの者は母貝の生産によつて生活を支えて行くという立場にあるのであります。これと養殖業者とが共存共栄でやるといふことにおいて、本當の効果が望めると、こう見ておるのであります。又珠の優良なものは大抵のものは一個四、五万円、今年もそれくらい、ただ一個の珠が四、五万円のもののできたのであります。そういうもののみでできたならば、我々の予想しておる百億円が或いは千億円にもなるかといふことは私は断じてできないといわゆるネットレスといふものが犠牲になるということが起つたならば、これは百億が五十億円の輸出にもなるまいと、どうしても適当な最も優良なるネットレスを多く作つて、これを日本において価格を維持して輸出するといふことにおいて理想的な真珠事業が

完成すると、こう考えておる次第であります。

○秋山俊一郎君 真珠養殖といふものは、そう古いものではないので、真珠の形成法が西川氏によつて発見されて来てから盛んになつたわけなんです。私自身が、私が言うまでもなく初めのうちは随分余裕があつて各地にできて来て発達して来たものであります。けれども、最近になりましては漁場と母貝といふものが関連しなければ、これは絶対に成立たぬ。で漁場があつても母貝がなければ駄目なんだし、母貝があつても適当な漁場がなければ、これはいけないといつたようなことで、漁場そのものは恰好においてはいいが、母貝が思うようにならないといふので、むしろ今日では母貝の争奪といつたような恰好になつて来ておるのではないか。従つてまあ私は三重県の事情をよく存じませんが、開きますといふと、三重県などには非常なまあ小さな養殖業者がたくさんあつて、そして魚の目玉みたいなものを出して行くために、価格も暴落するといふような傾向にありまして、これは、曾つて何つたことがありまして、こういうような法律を以てこの事業を助成し援助するといふようなことになるならば、その業者を或る程度整理して行くといふふうな御意図はないものでありますか、この点お伺ひします。

○衆議院議員(石原國吉君) それは今度の漁業法によりまして、いわゆる生産組合といふものが作られておることになつております。そして、養殖業者の零細なものは、生産組合を作つて、そしてその団体の力でやつて行くこともできるのであります。そういう傾向はぼつ／＼出現しつつあるわけでありませぬ。そうならぬものでも、御承知のように、従来の真珠養殖場と称する海底は漁業協同組合が所有しておつたものであります。今回の法律の改正によつて養殖業者が漁業協同組合の権利を引継ぐことになつたわけでありませぬ。従つて、この海底の附近の海底は母貝の生産地であり、その附近が養殖場といふことになつておるのであります。従つて、そういう関係からも非常に密接でなければならぬのであります。が、その漁業者が、一部が養殖業を始め、それが生産組合若しくは協同組合にして、二十人、三十人ずつの協同組合で経営をする傾向になつておりますので、今日のところ零細な養殖業者が虐待されるか、資本的に困るから、そのために濫売といふような事はないように思ふのであります。ただ一部今日でも恐れることは、大きな真珠養殖業者が真珠のプロカー、売買も兼ねておつて、それらの人たちが真珠の相場を左右するよる傾向があつたのであります。そういう場合には、非常にこの法律が必要である、そういう意味に感じておるのであります。

きまして、極くこのいわゆる従来の特
用漁業権の中の、そのうちの何分の一
かが真珠養殖に適當なる水面でありま
す。その水面の大部分は養殖業者に許
可、認可される建前になっておりま
す。その問題はまだまだすべての漁業権が
海軍調整委員会において大体決定され
たけれども、真珠に關する養殖場とい
う水面は、これから海軍調整委員会に
おいて決定すると、こゝういふことにな
つておるのであります。その一漁業
組合の専用漁場内の何分の一かは、所
によつて養殖業者に許可が與えられる
という実情になつております。

○玉柳實君 ちよつと伺いますが、最
近、真珠養殖事業が不振に陥つておる
というお話でございましたが、その原
因は、主としてどういふところにある
のでございませうか。一面相当海外の需
要もあり、この養殖事業は利潤が上つ
ておるのではないかと伺つたこともあ
るのでございますが、その実情はどう
なつておるのでございませうか。

○衆議院議員(石原國吉君) 真珠事業
が不振に陥つておるといふ実情ではな
いのであります。終戦後諸物価が高く
なつたにつれて、真珠の養殖に必要な
ところのいわゆる、とたん、鉋金で
作つたところの金網、或いはそれを吊
るところの筏の設備、それから權で操
縦する船子の価格の向上、それから真
珠母貝の価格の向上等、そゝういふよ
うな点で非常に一個の単価が、養殖する
単価が非常に高くなつて、そのために
資金的に養殖業者は苦心をする、こゝ
ういふことになつておりますが、その
ために真珠養殖事業が振わないといふ
こともないのであります。本年でも
約五万貫の母貝を生産しましたが、こ

れが十萬貫あつても養殖業に母貝が消
費されるところの大勢であります。今
日の一番困ることは諸物価の騰貴につ
れて資金が多くを要する、それに母貝
が少い、こゝういふわけで活潑なる経営
ができないといふのが実情であります。

○玉柳實君 そうしますと、現在では
利潤は相当上つておるのでございまし
ようか。
○衆議院議員(石原國吉君) 利潤は実
は純良なる珠は満四年乃至三年間海
中に貝に核を入れて吊るしておかなく
ればいかんであります。そゝういふ
關係から終戦後始めてまだ年月がた
たないので本格的な珠の取入れ及び販売
という時期には至つていないのであり
ます。多分明年、明後年頃から相當の
量の終戦後に操業した貝が取上げること
になるという実情であります。

○玉柳實君 この法案の全体を通じま
して真珠養殖事業の企業の自由性とい
うものは何ら規制しておらないように
思ふのであります。強いて言へば國營
検査を受けたものでなければ輸出がで
きないといふだけで、その他の面では
全く自由企業を認めておるわけであり
ます。そゝうでありますれば、助長行政
の一環として行政的な指導を加へ、予
算的な措置を講じて行くならばほほこ
の法案の狙いとする目的は達成できな
いものであらうか。先ほど秋山委員か
らもちよつと申されましたごとく、わ
ざわざ立法措置によりまして特に真珠
養殖事業の助長をしなければならぬ
といふのは、これは行過ぎではないか
と申されたような疑念をやはり感ずる
のであります。特に内容におきまして
は殆んど企業の自主性は認めておるわ

けであります。わざわざ罰則の規定
もございませぬけれども、これなども
無理に設けられたやうな感じがしないわ
けでもないのではありません。やはりこ
の根本の点を今少しはつきりしてお
きませんと、この立法措置が果して妥
当であるかどうか、といふ疑念が解け
ないのじやないかと考へるのであり
ますが、いま一度考へて願つたらと
思ひます。

○衆議院議員(石原國吉君) これは日
本の生糸に次ぐ外貨獲得の対象物であ
ると固く信じておるのであります。殊
に世界中日本以外には現在真珠の生
産をする所は微々たるものでありまし
て、日本においては相當の計画を立て
れば増産可能なことは現実にはつき
りしておるのであります。ただ事業
の拘束とか不拘束とかさういふこと
以外に、外貨を獲得すること、日本の
獨特なる産物の生産を殖やして、そ
うして我が國の産業の発展の可能性の
点において十分これらの措置をとらな
ければならぬ。こゝういふ考へ方を持
つておるのであります。単に業者の関
係のみを申すわけには参らんことと、大
きな一つの産業の復興、同時にこれ
を對外的な大きなものにすべきである
といふ見地からこの問題が取上げられ
たのであります。ただ拘束とか、不拘
束とか、この事業に對する単に法律に
適當な措置といふよりは、外貨を多く
獲得するところの唯一の対象物である
といふ点に重きを置かなければならぬ
と、こゝう考へておる次第であります。

○青山正一君 これは先ほど委員長か
らの質問にありましたので、この
五条の第一項、「農林大臣の助言を求
めることができる。」といふ点とか、

それから第三項に「資金をまつ、旋する
ものとする。」といふ言葉ですが、こ
れはえらひ抽象的な言葉集ですが、こ
ういふやうな法律がほかにあるの
か。何かほかの法案を参考にしてい
うものを持つて来たのですか。その
点について承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(石原國吉君) ほかにこ
ういふ例があるかといふことは、
まだ実は調べた上でやつたのでござ
いませぬけれども、この法案なるもの
は真珠そのものを優良なものを多く作
つて、そゝうしてそのものを安く、安く
というものは、いわゆる普通の値段より
安く投売りをするともよい、よ
うにすること、品質を向上せしめる
ということ、品質を向上せしめる
ということ、品質を向上せしめる
ということ、品質を向上せしめる
ということ、品質を向上せしめる
ということ、品質を向上せしめる

母貝の必要量の優良なものを作つて、
そゝうしてそのものを養殖業者に供給し
て所要の養殖作業ができるようにする
といふこと、そゝうして母貝生産をする
ところの漁業者と養殖業者との
業者との二つの不可分の關係を以て、
そしてこの真珠の理想的な生産並びに
発達を遂げたいといふことに重点
があるのではありません。従つてこの農
林大臣が適當なる指導、斡旋、勸告等
をするに對してこの問題が達成す
る、こゝういふ意味に解釈をしておる次
第であります。

○青山正一君 つまり、この石原さん
の本當の真意といふものは、この真珠
といふものは殆んど全部が輸出の對象
となつておる、ところがこれは一例な
んです。輸出諸語などはこゝういつた
法律がないためにいろ／＼な面にお
いて非常な掣肘を受け、非常なひどい扱

いを受けておる、それでこの日本の特
産品の真珠といふものをそゝういふよ
うな扱いを受けたいやうにはつきりした
自主的な計画的な建前ですべて物事を
考へて行かうといふための法律だと、
こゝういふふりに解釈してよろしくご
いますか。

○衆議院議員(石原國吉君) そゝうで
ございます。ちよつと、只今青山さんの
申された諸語であります。諸語がよい
例であります。純良な鮮度を保つた
諸語を作つて、そゝうしてそれを日本
同士の競争を遂げようとするにアメリ
カに税を課するやうな阿呆なことをさ
せておる。これは大きな実例であると
私は思ふのであります。こゝういふこと
は早く是正しなければ日本の水産が將
来外國の市場で非常な不振に陥ること
になりはしないかといふことを痛感する
ものであります。我が國現在の産業
のうち、一番発展性のある水産にお
いて、このことは、我々は水産に關係す
る限り最も適當な制度を急速に実施し
なければならぬと考へております。

その矢先に向われまして、最近に生糸
が今度は三十億程度の國の予算にお
いて価格を調節するところの制度がで
きることが大体予想できるものでありま
す。それができたならばこの真珠や繭
詰にすぐこれを適用することに努力
して、そゝうして価格の調節を図らな
ければ、日本の今後の水産の輸出は誠
心細いものであると考へるのでありま
して、こゝういふ意味でこの問題の達成
を熱望いたしておる次第であります。

○委員長(木下辰雄君) 速記をとめて
下さい。
〔速記中止〕

○委員長(木下辰雄君) 速記を始め

○青山正一君 そうですねと具体的に申しますと、例えは国営の検査所というようにものを設けて、例えは輸出の場合とか、その他価格の問題についてやはり一貫したような、そうしてお互いの方面はこの値段で一つ輸出する、この方面は値段を高くして輸出する、いうようなこととやなしに、やはり計画的にすべたことを考えて行こうというふうな目的なんでしょうか。その点について伺います。

○衆議院議員(石原國吉君) そこが狙いでありまして。先ずこれによつて出発すれば大いに實際的に教えられるところがあると思つてありまして、それによつて最も適する方法を講じて行くべきであると考えております。

○秋山俊一郎君 いろ／＼と論議がおりますが、この法案をすつと見てみます場合に、今提案者の御説明はよくわかるのでありますけれども、この法案の文面から見るとどこに重点があるかというところ、真珠の検査にあるのではないかと思つております。要するに不良品を出さないでいいものを出すというところにあるように思つております。というのは計画もありませんし、助言もあれば勧告もあるけれども、これらのものは単なる助言として聞いておく、或いはただ勧告を聞いて守つても守らなくてもいいような恰好であります。これは従つて農林大臣が資金を斡旋するといつてもこの銀行から斡旋するのかがさつぱりわからないし、どこから斡旋するか、どの金を出すのかいつたことに触れていない。まあ一つどこかの銀行に出してこれという話をするくらいで、これは何ら意味がない。た

だ不良品を作らないように検査をする、そしてそれに重い罪を課するといふことではどうも少し感じが出て来ないと思つて。私としてはもつとこれを生産を高めていいものをたくさん作るというなら、四糸、五糸、その辺にもつと重点を置かなければならぬのではないかと、そうしないか幾らこゝろのものをこしらえておいても罪を課するやうな恰好になりはしないか。結局不良品を出すのも、三年おけばいいものを二年で出す、二年半で出すというの、資金が詰つて来て出すというの、私は多いのじやないかと思つて。そういう面において母貝のほうは助成するようですが、實際生産しておるのは協同組合を作らなければ、この面で見ますとできないので、そうなるか結局法律ができて実際にいでは現在と大して変わらないので、検査を受けないとか、或いは受けても不合格品がほとんど出て来てむしる業者が非常に困りはしないか、こゝろに全般的に見て感じがするのですが、只今お話を聞きましたように、まあ余り大つぴらに言えないところもあるけれども、せんが、それにしても大きな方針でできたものが、實際実施して見ると、その方針からほど遠いものであるといふことはこれはよほど考えなければならぬ、こゝろにやうな感じを受けるわけでありまして。

○委員長(木下辰雄君) ちよつと速記をとめて……

○委員長(木下辰雄君) (速記中止)

○秋山俊一郎君 今確語の例を言われましたが、確語は必ずしも日本だけの

特産物でない、ところが真珠は日本だけの特産物で、他に競争品がないわけでありまして。そこで下手な価格の標準なんかを公表して抑えたりする必要はないのであります。向うの買手が高く買うならど／＼高く売ればいいのではないかと、安くなるときは自然に安くなるので、こゝろに下手に価格の標準を公表したりしたのではみずから損をしはしないか、こゝろにいつた感じも受けるわけですが、確語のごときは、これはアメリカでもたくさんできま

す。あつちこつちに競争者がある。真珠は競争者がない。だから余りに価格の点について生糸のやうに安売りをしたいかといふことは言えるかも知れませんが、結局生糸が安くなつたのも合成繊維、或いは人造繊維がたくさん出て抑えられるためであります。この真珠に限つては競争相手は今はないと思つて。そういう意味において余り私は思つて。そういう意味において余り価格の点に政府関係は触れないほうがいいのではないかと。ただ御心配の点は相場を知らないから安売りするのだといふ御懸念かも知れませんが、少くともこれを生産する人はそれくらいに輸出相場は知つておらなければならぬと思つて。そこへ余計おせつたいをすることはみずから問題を置きはしないかと思つて、その辺如何ですか。

○衆議院議員(石原國吉君) それは全然真珠の価格をきめるというところは法律においても予想していないので、真珠貝の母貝の価格を農林省が公表指示することがある、参考として指示することがある。これは従来例によりまして母貝を養殖業者の談合のため非常に安く買収されて、そうして翌年はもう母貝の増産に漁業協同組合

は努力しないといふことのまま例があつたのであります。そういうことになつては本場の母貝の生産ができないから、そこで農林大臣は妥協な指示をするといふので、只今のは何らこれには触れてないのでありますから……

○秋山俊一郎君 私の誤解でありました。貝とありますが、併し貝にしました。貝とお話よりもどうかすると逆な高価で以てむしる買漁つて非常に高くなつて来る。高くなつて行くことも多いのですが、そうするとその土地で予想しておつたものが、その貝がさつぱり手に入らなくなつてよそに行つてしまつたといふ例もあるのです。そこで現在では養殖業者自身が母貝の養殖を相当やつておるようですが、むしろ私のほうとしては安く、談合どころでなくなつて馴れ合いの形ではないかと思つておりますが、三重県ではさういふふうになつておるが……

○衆議院議員(石原國吉君) それは今までのことはさういふ例も多々あつたのです。こゝろに標準価格を置くといふことは買手にも売手にも、これは養殖業者にも母貝生産者にも適用する案なのであります。いわゆるゆるゆるその土地の妥協な値段で取引をさせる、買漁りもさせない、又談合もさせないといふ意味のさういふ最も公平妥協な価格を指示する、さうして安心して母貝生産者にも努力をさせる、養殖業者にもやらせる、こゝろに建前なのであつてこれは非常に苦心を払つた問題なのであります。

○秋山俊一郎君 そうすると一種の公定価格みたいなものになるのですか。

○衆議院議員(石原國吉君) 標準価格です。

○秋山俊一郎君 そこは買わざないと言つても別に公定価格がなければさうはいかんでしよう。

○衆議院議員(石原國吉君) これは丁度米を作るのに苗代に苗を作る、その他餌、飼料、さういふものと同じような性格を持たなければ安定したところの真珠の養殖ができないといふことに重点があるのであります。飽くまでも商業的な頭でこれをやらすべきでないといふところに、農林大臣にこの権限を附與するといふことになつたのであります。非常なこれは妥協なる標準なる処置であるといふことは考へておるのであります。

○秋山俊一郎君 標準価格といふものを守らなければどうなるのですか。

○衆議院議員(石原國吉君) 守らない場合には妥協があります。

○秋山俊一郎君 ここの第五糸において、結局問題は母貝の問題に來るのであります。そうすれば母貝は少々高くて買つて来いといふことに結局なるのじやないかと思つておりますがね。

○衆議院議員(石原國吉君) それです。からさう高くも買わざない、安くも買わざないといふのがいわゆるこの標準価格です。

○秋山俊一郎君 千田正君 真珠の問題は国内市場と国際市場を相当勘案して考へなければならぬのであつて、真珠養殖事業法が出来るといふことは非常にいいと思つて、さういふことは、我々はこゝろの間海外に行つて見て来た場合において、真珠がむしる海外においてはダンペングされる旗がある。而も真珠は本場はダイヤモンドと同じやうにいわゆる宝物として、或いは宝石としての価値を海外において維持するために日本

の国内においてそれを維持すべき方法を考究しなければならぬ。それにはどういふふうな方法を講ずべきか、或いは種々な問題があるでしよう。ただ残念なことには従来は一、二の資本家によつて独占されておつた。最近に至つてはいろいろ三重県その他を中心にしていろいろな真珠業をやる人たちが殖えて来た。この人たちのいわゆる海外における真珠の信用、或いは真珠の宝石としての価値を価値付けるためには、国内において何らかの方法を講じなければならぬ。これは恐らく一般的常識だろふと思う。それについてはどうすればいいかという意味において真珠業の養殖事業法というものが出て来たろふと思うのでありますから、ただ問題は折角こういうものができて、その裏付となるところのいわゆる資本或いはそういう金融的処置を固でなすべきであるか、或いは団体においてそれを補助して行くべきかというやうな問題について、相当養殖事業法の効果的な価値というものを論ぜらるべきであると思つてあります。秋山委員の説と私は又別な考えの点から、飽くまで日本の国産の真珠は世界に類のないところの宝石として、そしていわゆる世界のマーケットにおいてマーケット・プライスを落さないやうな方法にするためには、国内におけるところの養殖事業という問題はどうかいふふうな持つて行くべきか、どうかいふふうな持つて行つたらは国際価格を維持できるか。ダンピングを防ぎ、そして不正な取引を防ぎ、なおかつこの養殖事業に従事する人たちのいわゆる向上を図り、そして十分に国際的な価値を維持する方法を講ずるのがこの事業法の主

体であると思つてあります。でありますから、私は今日の途中から参りまして石原さんの御説明を十分承わりませぬのですが、これはよほど慎重に審議しまして、できるならば効果的な法律にしたい。そして実際苦しいところのたくさんの殊に真珠業者に対して、国は何らかの方法において金融的裏付をしてやらなければ、国際マーケットにおいて現在ダンピングされつつあるところのアメリカの市場、或いはヨーロッパの市場において、もう日本の真珠というものは養殖真珠というのじゃなくて、イミテーションの真珠と変りがないのだ、一山百文だ、そういうふうに出売されるといふことは、日本の国策上からも甚だ悲しむべきことであるから、この真珠養殖事業法というのに対しては慎重に考へて、どうしたらこれが効果的になるか、どうしたらならば農林大臣がこの法律を本當に生かすために金融的措置をどこまでやるべきか、私はこの条文を考へて見たときに非常に物足りない点があるのではありません。これはむしろはつきりと講つて欲しい。「あつ、旋するもなければならぬ」といふよりも「あつ、旋しなればならぬ」といふくらい力強いものを持つて行かなければ、国際市場における日本の真珠の価値といふものは今後といへども或いは下落の一步を辿つて行くならば、国際市場で下落するといふことは、国内市場における立場、生産者といふものは、結局疲弊困憊に陥つて真珠の価値といふものはなくなつてしまふ。どうしたならば国際的ないわゆる真珠の価値を維持し、且つ又日本の今後におけるところの真珠業の発展に寄与するかといふこ

とを私は十分に各委員からも研究して頂きたいと思つてあります。私はこの全文を見たときに少し弱い感じがなつかと思つた。もつと強く固策として、これは通産省並びに農林大臣打つて一丸として日本の真珠の成果を維持する方法を考へて頂きたい。私はこの点を要望して止みませぬ。
○委員長(木下辰雄君) 速記をとめて……。
〔速記中止〕
○委員長(木下辰雄君) 速記を始め下さい。
本日はこの程度で散会いたしたいと思つた。明日午後一時から更にこの法案について審議いたしたいと思つた。本日はこの程度で散会いたしまふ。
午後三時三十六分散会
十一月二十四日日本委員会に左の事件を付託された。
一、水産業等の融資に関する請願(第一二二九号)
一、機船底びき網漁業の北海道海区入会操業を大海区制とするの請願(第一二三〇号)
第二二二九号 昭和二十六年十一月十九日受理
水産業等の融資に関する請願
請願者 福島県郡山市議會議長 福内和介
紹介議員 石原幹市郎君
最近の水産業は資金難と不漁によつて、極めて憂慮すべき不振の状況にある。不漁の原因はある程度自然の支配を受け如何ともできない点があるが、資金難は施策によつて打開の途がある

と信ずるから、現在農林中央金融公庫の融資のわくを拡大するか、あらたに水産金融の機関を設けて水産業に対する融資の途を開く等の、すみやかな対策をたてることと、さらに中、小商工業の一大発展とその振興を図るための格別の措置を講ぜられたいとの請願。
第一二三〇号 昭和二十六年十一月十九日受理
機船底びき網漁業の北海道海区入会操業を大海区制とするの請願
請願者 福島県郡山市議會議長 福内和介
紹介議員 石原幹市郎君
北海道海区に対する三陸区域内の機船底びき網漁業の操業許可については、許可船数および漁期別等複雑な制限のもとに入会操業しているため、かえつて、漁業違反の事態をひん発し、漁業生産と、資源保護の両面に障害を起しているから、三陸および北海道を一海区として操業せしめられるやうな措置を講ぜられたいとの請願。
十一月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、真珠養殖事業法案(案)
真珠養殖事業法案
真珠養殖事業法
(目的)
第一条 この法律は、真珠員及び真珠の養殖を助長、並びに真珠の品質の向上を図り、もつて真珠の輸出の促進とこれによつて国民経済の発展とに寄与することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「真珠養殖事業」とは、真珠員若しくは真珠を養殖し、真珠を加工し、又は真珠の核を製造する事業をいひ、「真珠養殖事業者」とは、真珠養殖事業を営む者をいふ。
(施術数量目標の公表)
第三条 農林大臣は、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて都道府県別及び核の大きさ別の真珠員の施術数量目標を定め、公表するものとする。
(計画の提出)
第四条 真珠養殖事業者は、毎年、省令の定めるところにより、その営む事業につき計画を定め、農林大臣に提出しなければならない。
(計画についての助言及び勧告並びに資金のあつ、旋)
第五条 真珠養殖事業者は、前条の規定による計画を定めるに、農林大臣の助言を求め、農林大臣は、必要の助言をしなければならぬ。
2 農林大臣は、第三条の規定により定められた目標を達成するため必要があると認めるときは、真珠養殖事業者に対し、前条の規定による計画の変更について勧告することが出来る。
3 農林大臣は、第一項の規定による助言又は前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該助言又は勧告に於て真珠養殖事業を営む者に対し、当該事業に要する資金をあつ、旋するものとする。
(真珠員の養殖事業者に対する助

成) 第六條 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を営む者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

一 真珠貝の種苗の生産並びに真珠貝の稚貝及び成貝の育成

二 真珠貝の生息場所の底質の改良

(真珠貝の標準価格の公表)

第七條 農林大臣は、真珠貝の養殖を助長するため特に必要があると認めるときは、真珠貝の標準価格を定めて公表することができる。

(真珠の検査)

第八條 真珠(真珠製品に用いた真珠を含む。)は、省令の定めるところにより、国の真珠検査所の検査を受け、その結果を省令で定める様式により表示したものでなければ、輸出してはならない。但し、標本用その他農林大臣が定める用途に供するために輸出する場合であつて、農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(聴聞会)

第九條 前条の規定による検査の決定に關し不服のある関係業者その他の利害関係人は、農林大臣に、聴聞会の開催を請求することができる。

2 農林大臣は、前項の請求があつたときは、聴聞会を開いて、不服の事由を審査し、前条の規定による検査の決定が不当であると認めるときは、真珠検査所に再検査を

させなければならない。

(検査手数料)

第十條 第八條の規定による検査を受けようとする者は、真珠一匁につき三十円の範囲内において省令で定める額の検査手数料を国に納めなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第十一條 農林大臣は、必要があると認めるときは、真珠養殖事業者から第四條の規定による計画の実施その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、真珠養殖事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、真珠若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(真珠養殖事業審議会の設置及び権限)

第十二條 この法律の規定によりその権限に属させた事項その他真珠養殖事業に關する重要事項を調査審議するために、農林省に真珠養殖事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織等)

第十三條 審議会は、農林大臣が任命する委員七人をもつて組織する。

2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各号に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(罰則)

第十四條 第八條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十五條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定による計画に虚偽の事項を定めて、これを提出した者

二 第十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前二條の違反行為をしたときは、その法人又は人が、違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつたとき、違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつたとき、又は違反を教唆したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し各本條の罰金を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第八條から第十四條までの違反行為に關する部分の規定の施行期日は、昭和二十七年六月三十日までの間に於いて、政令で定める。

(水産庁設置法の改正)

2 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

「水産講習所」を「水産講習所」に改める。

「真珠検査所」を「真珠研究所」に改める。

第七條の七を第七條の九とする。

第七條の六第一項中「漁港審議会」の部に次のように加える。

「真珠養殖事業法(昭和二十六年法律第二十号)の権限に属させた事項を調査審議すること。」

同条第二項中「漁港法」の下に「真珠養殖事業審議会」については「真珠養殖事業法」を加え、同条を第七條の八とする。

第七條の五の次に次の二條を加える。

(真珠検査所)

第七條の六 真珠検査所は、真珠の検査を行う機関とする。

2 真珠検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

3 真珠検査所の内部組織については、農林省令で定める。

(真珠研究所)

第七條の七 真珠研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

名 称	位 置
東京真珠検査所	東京都
神戸真珠検査所	神戸市

27年六月三十日までの間に於いて、政令で定める。

一 真珠貝に關する試験、研究及び調査

二 真珠貝の優良な種苗の生産及び配布

三 真珠貝の種苗の生産技術及び真珠貝の養殖技術の普及

四 真珠の養殖の密度その他真珠に關する試験、研究及び調査

五 真珠に關する知識の普及

4 真珠研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。